

海老名市教育委員会

(令和7年10月定例会議事日程)

日時 令和7年10月21日(火)

午後3時00分から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【報告事項】

日程第 1 報告第 23 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 24 号 条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

【審議事項】

日程第 3 議案第 28 号 令和7年度末県費負担教職員人事異動方針について

【審議事項（非公開予定）】

日程第 4 議案第 29 号 令和7年度海老名市奨学生の決定について

海老名市教育委員会

令和7年 10月 定例会



【教育長報告】

1 主な事業報告

- 9月25日(木) 教育委員会9月定例会
教育課題研究会
初任者研修研究授業参観(有馬小)
- 26日(金) えびなの教育編集会議
- 28日(土) 藤沢市民まつり(海老名中吹奏楽部出演)
- 29日(月) フルインクルーシブ教育朝会(門沢橋小)
初任者の授業参観(有鹿小)
最高経営会議
自治体DX戦略本部会議
えびなSDGs推進本部会議
- 30日(火) 市議会第3回定例会本会議(閉会)
- 10月 1日(水) 朝のあいさつ運動(杉本小)
教育委員会辞令交付式
10月校長会議
令和8年度予算編成会議
熊本県教委フルインクルーシブ教育に係る視察
- 2日(木) 海老名市重要無形文化財認定書交付式
県央教育事務所管内教育長会議
- 3日(金) 子育て支援チーム会議
部活動推進協議会
- 4日(土) SC相模原「ガミティフェス」(中学生出場)
- 5日(日) 市中総文ステージ部門発表(合唱部・吹奏楽部)





- 6日（月） 平井元教育委員宅訪問（教育委員会連合会感謝状贈呈）
学校応援団連絡会
十五夜豆腐贈呈セレモニー（中新田小）
コミュニティ・スクール研修会
外国語教育推進協議会
- 7日（火） 台風22号情報連絡会
10月教頭会議
フルインクルーシブ教育保護者との対話の場
（えびな支援学校）
- 8日（水） 体育祭（有馬中）
えびなっこしあわせプラン推進委員会
社会教育委員会議
- 9日（木） 市主催研修（学級経営・ベースボール型スポーツ）
- 10日（金） よりよい授業づくり特別版（柏ヶ谷中）
えびなの教育編集会議
不登校支援団体秋まつり
- 11日（土） 運動会（有鹿小・中新田小）
- 12日（日） えびな市民文化芸術祭開会セレモニー
姉妹都市交流絵画作品展
学童保育連絡協議会「教育長と語る会」
大谷八幡宮例大祭（お囃子・大谷歌舞伎）
- 15日（水） 図書館を使った調べる学習コンクール審査
みんなで取り組む学校づくり推進委員会
- 16日（木） フルインクルメタバース対話の場あいさつ撮影
びなるーむ野外教育活動出発見送り
教育支援委員会
- 17日（金） 校長連絡会
学校予算編成調整会議
フルインクルーシブ教育保護者との対話の場（柏ヶ谷小）
全国学状結果説明会リハーサル



- 18日(土) 運動会(有馬小・大谷小・上星小・門沢橋小・
社家小・今泉小・杉本小)
- 20日(月) 県市町村教育長連合会総会
令和8年度当初予算編成部内調整会議
- 21日(火) 教育委員会10月定例会
教育課題研究会
子育て支援チーム会議
校長オンラインミーティング
臨時校長会議
海老名医師会理事会





「活躍の場」

私は、あいさつ運動、授業参観、研究授業、運動会・体育祭、各学校のさまざまな行事、中学校部活動、市教委や各団体の事業などで、こどもたちや教職員、こどもに係る大人たちの姿を見ることを楽しみにしています。

特に、秋は、行事が多く、その機会が増えます。

そして、その分、それぞれの活躍の場を目にすることが多くなります。

ただ、活躍の場となると、役割を分担したり、発表の場があったりということで、ひとりひとりすべてのこどもや大人の方々に、その機会があるわけではありません。

教員として、学級担任をしていたころは、学級の活動や毎時間の授業、学校行事などで、クラスのこどもひとりひとりすべてに、活躍の場を設定することを常に心がけていました。

それでは、なぜ、ひとりひとりに活躍の場があるべきなのでしょう。

それは、まずは、その場に立つために、ひとりひとりが練習や準備をしてその場に臨み、結果として、達成感や満足感を得ることができるということです。

そして、その場の姿により、ひとりひとりがその存在を多くの人に認められるということです。

最後に、一番大事なことは、ひとりひとりのその姿を、他者が評価するということです。それによって、活躍の場は完結するのです。

結果を問わず、

「よくがんばったね。」「うまくできたじゃん。」「よかったよ。」など、ほんの少しの肯定的な声かけが、たいせつなのです。

例えば、代表であいさつをすとかではなく、運動会で、全員でダンスを踊っていても、それは、ひとりひとりの活躍の場であり、教員やご家族が、自分の学級のこどもや我が子を見て、ちゃんと声をかけることがたいせつなのです。

このことは、大人の人たちの活躍の場、活動でも同じです。

「よかったです。ありがとうございます。たすかりました。ありがたいです。」という声が、その人のやりがいや次への意欲につながるのです。

私としては、まさに、実りの秋、こどもたちにとって、教育にかかわる大人の人たちにとって、それぞれの活躍の場が、よき思い出となって、これからの生きる力につながることを願うところです。

以上です。

※別紙参考

教職員への便り 令和7年度「いがすたいがすた」 第6号





いがすた いがすた

教育長だより 第6号
2025.9.29 伊藤 文康

明日で、9月が終わります。

8月末からの第二学期、暑い日が続きました。

それだけで、疲れたことでしょう。みなさん、体調はいかがですか。

そして、目の前のこどもたちの様子は、いかがでしょうか。

一週間ほど前から、朝夕がだいぶ涼しくなり秋めいてきましたが、10月も例年より気温が高めということです。

そのような中で、運動会や体育祭など、さまざまな大きな学校行事が続く秋です。こどもたちのために、自分たちのために、職員みんなで力を合わせて、こどもたちひとりひとりの実りの秋を支えてほしいと思います。

私としては、みなさんひとりひとりに、行事を終えるたびに、学校としての一体感やみんなで力を合わせてやり遂げた達成感を味わってほしいと思うところです。

それでは、9月、お疲れさまでした。

10月も、引き続き、よろしくをお願いします。

早朝、今の時期は、東の空に、冬の星座たちが輝いています。スバルからシリウスまで、オリオンはもちろん、いくつもの一等星が空一面に広がっています。もし機会があれば、見上げてみてください。

『初任者授業参観』

9月に入って、初任者授業参観がはじまりました。

私としては、今年も、自分の希望が叶って、教職員となった人たちの、今の様子を授業参観というかたちで見させていただければと、楽しみにしているところです。

私も含めて、多くの先輩たちが感じていることでしょうか、自分たちが初任の頃と比べると、今の初任者は、端的に言えば、優秀です。

そして、日々、よくやっていると感心します。

やはり、これまで、臨任や非常勤として教壇に立った経験にある人は、学校の流れがわかっていて、少しは余裕があるように思いますが、初めて教壇に立つ人は、不安や心配の中で、毎日の授業だけでなく、ひとりひとりのこどもたちへの対応に、多くの時間と労力を費やし、大変な思いをしていることでしょう。何とか、がんばっていることでしょう。

教職は、こどもたちともに泣き笑い、ともに成長する、やりがいのある仕事です。そのはじめの一步を、私も含めて、先輩たち全員で応援したいと思いますので、各学校での初任者への支援をよろしくお願いします。



報告第 23 号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和7年9月30日及び同年10月1日付けの海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、急施を要したことから臨時に代理し発令したことを報告するため

人 事 異 動 内 訳

令和 7 年 9 月30日付け(任期満了)

区 分		小 計	合 計
任期付職員	主事補級	1 人	1 人

令和 7 年10月 1 日付け(昇格、採用、任期更新)

区 分		小 計	合 計
主任主事級		1 人	4 人
主事級		1 人	
任期付職員	主事補級	2 人	

報告第 24 号

条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学童保育事業の
設備及び運営に関する基準を定める条例）

条例の一部改正に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する
事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により
臨時に代理し行ったので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係
る意見の申出について、急施を要したことから臨時に代理し、行ったことを報告す
るため

条例の一部改正に係る意見の申出について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出をした。

2 教育長の臨時代理

9月25日付けで市長から意見を求められたが、本件は令和7年第3回海老名市議会定例会に報告したものであり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

4 海老名市長からの文書

別添のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別添のとおり

6 スケジュール

令和7年9月30日 令和7年第3回海老名市議会定例会 専決処分報告

7 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第11号

令和7年9月25日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野 優



条例の一部改正に関し意見を求めることについて

このことについて、下記の条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

記

- ・ 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例
第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士（」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律
（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するも
のとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）新旧対照表

新	旧
第1条から第10条まで 略 (職員) 第11条 第1項及び第2項 略 3 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) 保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）の資格を有する者 第2号から第10号まで 略 第4項及び第5項 略 第12条 略 (虐待等の禁止) 第13条 学童保育事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下 略	第1条から第10条まで 略 (職員) 第11条 第1項及び第2項 略 3 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）の資格を有する者 第2号から第10号まで 略 第4項及び第5項 略 第12条 略 (虐待等の禁止) 第13条 学童保育事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10 各号</u>に掲げる虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

海教総収第331号

令和7年9月25日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学童保育事業の
設備及び運営に関する基準を定める条例）

令和7年9月25日付け海文発第11号にて意見照会があった件について、異論は
ありません。

担当：教育総務課総務係

檀上（内線 84610）

議案第 28 号

令和 7 年度末県費負担教職員人事異動方針について

令和 7 年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

令和 7 年10月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 7 年度末県費負担教職員の人事異動にあたり、方針を定めたいため

令和 7 年度末県費負担教職員人事異動方針について

1 概要

神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

上記 3 項目を基に海老名市の「令和 7 年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したい。

2 令和 7 年度末県費負担教職員人事異動方針案

別紙のとおり

令和7年度末県費負担教職員人事異動方針（案）

海老名市教育委員会

I 海老名市方針

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

Ⅱ 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務３年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、３年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「２」に限らず適正配置を行う。
- 3 本市人事方針「３」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が２年以上の場合は、初任校勤務年数３年を経過した時点で異動対象とする。
採用校と同一校での臨時的任用教員年数が１年の場合は、初任校勤務年数４年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校等（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 勸奨退職・再任用については、充分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

令和7年度末 県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項

R7. 9. 26

神奈川県公立学校教職員人事異動方針（昭和38年1月17日教育委員会議決）を基盤とし県費負担教職員人事異動実施要綱を受け、県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項を次のように定める。

- 1 教職員の人事異動を適正かつ円滑に行うため、管内5市1町1村の教育委員会の積極的な理解と協力を得、関係機関相互の連携強化を図る。
- 2 管内5市1町1村の教職員構成及び児童・生徒の増減を踏まえ、将来的な展望に基づく教職員の人事異動を推進する。
- 3 教職員の適正配置に向けて、特に次の事項について継続的・積極的に取り組みを行う。

① 教職員の適正な配置

異動に際しては、性別、年齢、資格、勤続年数等から見て、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮すること。

また、学校管理職等に教職員の過欠状況を含めた人事上の課題についての理解を深め、教職員の適正な配置について協力を得る。

② 管内市町村間人事異動【広域人事異動の推進】

管内各市町村間での人事異動に関しては、管外異動と同じく、教育事務所長並びに受け入れ先の教育委員会・教育長等の面接を経た上で行う。

③ 校種間異動の推進

小・中学校の校種を超えた異動については、小中一貫教育による教育的効果向上の面からも積極的に行う。

また、県立学校との校種間人事を積極的に受け入れ、小・中・高等・特別支援学校教育の連携強化に努める。

④ 管内市町村間人事交流

管内の教職員人材育成、学校教育の活性化の観点から、市町村をまたいだ人事交流について、県央教育事務所管内小・中学校教員人事交流実施要領に基づき、人事交流を推進する。

⑤ 新規採用

教員の新規採用に当たっては、管内5市1町1村教委と連携を図り、当該学校及びその地域の教職員構成を検討し、清新な気風を導入するよう配慮する。

議案第 29 号

令和 7 年度海老名市奨学生の決定について

令和 7 年度海老名市奨学生の決定について、議決を求める。

令和 7 年10月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市奨学生選考委員会からの答申に基づき、海老名市奨学生を決定したいため